



参議院議員 通常選挙

投票時間

7:00 ~
20:00

問合せ先 選挙管理委員会事務局
市役所 2 階 (☎ 0123-33-3131 内線 4602)

7月20日(日)に、参議院議員通常選挙が行われます。全道を区域とする『選挙区』と、全国を区域とする『比例代表』の2種類を投票します。

『選挙区』は候補者名を記入、『比例代表』は候補者名、政党もしくは政治団体名を記入することになります。国政を決める大切な選挙です。棄権や不正のない選挙にしましょう。

■市内の投票所 ※ご自身の投票所は入場券をご確認ください

投票区	投票区域	投票所名	投票所の住所
1	漁太、林田	松鶴会館	漁太 282
2	春日、中央、上山口	東恵庭会館	中央 449
3	戸磯 16 番地 3 ~ 451 番地・619 番地 5、黄金南 1 ~ 7 丁目	子ども発達支援センター	黄金南 5 丁目 11-4
4	戸磯 540 番地 8 ~ 619 番地 2、和光町 1 ~ 5 丁目、住吉町 1 ~ 4 丁目	和光小学校	和光町 2 丁目 10-1
5	恵南、駒場町 1 ~ 6 丁目、南恵庭駐屯地	こまば交流館	駒場町 4 丁目 1-25
6	白樺町 1 ~ 4 丁目、桜町 1 ~ 4 丁目	桜町会館	桜町 3 丁目 8-13
7	末広町、福住町 1 ~ 3 丁目	恵庭小学校	福住町 2 丁目 9-13
8	栄恵町、泉町、漁町、京町、新町、本町	恵庭市民会館	新町 10
9	相生町 1 ~ 4 丁目、緑町 1・2 丁目	えにあす	緑町 2 丁目 1-1
10	黄金中央 1 ~ 5 丁目、黄金北 1 ~ 4 丁目	恵明中学校	黄金北 4 丁目 1-1
11	大町 1 ~ 4 丁目、文京町 1 ~ 4 丁目	柏小学校	文京町 3 丁目 3-3
12	美咲野 1 ~ 6 丁目、幸町 1 ~ 4 丁目、牧場、盤尻	恵庭中学校	文京町 3 丁目 4-5
13	有明町 1 ~ 6 丁目、恵央町	有明会館	有明町 5 丁目 1-3
14	中島町 1 ~ 6 丁目	若草小学校	中島町 4 丁目 5-1
15	柏木町、柏木町 1 ~ 5 丁目、北柏木町 3 丁目、島松沢、北恵庭駐屯地	柏木中央会館	柏木町 3 丁目 2-16
16	柏陽町 1・3・4 丁目	柏陽会館	柏陽町 1 丁目 26
17	恵み野南 1 ~ 5 丁目、恵み野西 1 ~ 4 丁目	恵み野小学校	恵み野南 4 丁目 1-1
18	北柏木町 1・2・4・5 丁目、恵み野里美 1・2 丁目	フレスポ恵み野 (まちづくりスポット恵み野)	恵み野里美 2 丁目 15
19	恵み野西 5・6 丁目、恵み野北 1 ~ 7 丁目	恵み野会館	恵み野北 2 丁目 12-2
20	恵み野東 1 ~ 7 丁目、南島松の一部	恵み野中学校	恵み野東 1 丁目 1-2
21	中島松、南島松の一部、島松東町 1 ~ 4 丁目、島松旭町 1 ~ 4 丁目	島松体育館	南島松 389-3
22	島松仲町 1 ~ 3 丁目、島松本町 1 ~ 4 丁目、下島松	島松公民館	島松本町 3 丁目 12-20
23	島松寿町 1・2 丁目、西島松、島松駐屯地	寿町会館	島松寿町 2 丁目 24-3
24	穂栄、北島	北栄会館	北島 215

▶市内の投票所で投票できる人は？

次の要件をすべて満たしている人です。

- ・日本国民であること
- ・平成19年7月21日までに生まれ、住民基本台帳に登録のある人
- ・令和7年4月2日までに恵庭市に転入し、同日までに転入の届け出をしている人

▶投票の準備は？

投票所などを記載した入場券を郵送します。記載されている投票所で投票してください。

- ・投票手続きをスムーズにするため『投票所入場券』を持参ください
- ・6月18日(水)以降に市内で住所が変わった人は、前住所地の投票所で投票することになります

投票日に投票できない人は、期日前投票をご利用ください

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票日当日に投票できない人は、期日前に投票ができます。

入場券がなくても投票できますが、事前に入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入しておく、手続きが早く済みますので、持参ください。なお、印鑑は必要ありません。

■期日前投票の会場・時間・期間

会場	時間	期間
市民会館	8:30～20:00	7月4日(金)～7月19日(土)
恵み野会館	9:00～17:00	7月11日(金)～7月19日(土)
島松市民センター(島松支所併設)		
フレスポ恵み野	10:00～20:00	

こんな場合はどうなるの？

▶長期出張や出産などで恵庭市を離れている

7月4日(金)から7月19日(土)まで恵庭市を離れている人は、滞在先の選挙管理委員会ですべての投票ができます。

<手続き>

- ①恵庭市選挙管理委員会へ『不在者投票宣誓書兼請求書』を送付
- ②送られた投票用紙などを受領
- ③一式を持って滞在先の選挙管理委員会へ
- ④不在者投票

※不在者投票宣誓書兼請求書は市ホームページからダウンロードできます

※マイナンバーカードを持っている人は、「マイナポータル」ぴったりサービスより、オンラインで不在者投票用紙を請求することができます



▶他の市町村から転入してきた

令和7年4月3日以降に、他の市町村から恵庭市に転入し、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、投票日当日に前住所地で投票するか、恵庭市で不在者投票をすることになります。

※前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙の請求手続きが必要ですよ

▶病院などに入っている

病院や介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設など、特定の施設に入院または入所している人は、その施設内で不在者投票ができる場合があります。その施設が、不在者投票ができる施設として指定されていることが条件ですので、入院・入所先の事務局などに確認ください。

▶郵便による不在者投票とは？

体に重度の障がいのある人や、要介護者である人は、自宅や療養先などで投票できる『郵便等による不在者投票制度』が利用できます。なお、郵送での投票は事前に手続きが必要です。希望する人は、恵庭市選挙管理委員会事務局に問い合わせください。

■郵便等による不在者投票の対象者

手帳等	障がいの種類等	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■郵便等による不在者投票における代理記載制度対象者
次に該当する人は、代理記載制度も利用できます。

手帳等	障がいの種類等	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢、視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症